

# 知多北部広域連合議会定例会会議録

(会議録第84号)

令和6年8月26日

知多北部広域連合議会

## 令和6年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月26日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	5
令和5年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	5
令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
令和6年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	10
令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	10

## 知多北部広域連合議会会議録（第84号）

### 1 招集年月日

令和6年8月26日（月） 午後2時00分

### 2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（2階）講義室（議場）

### 3 応招議員（16人）

1番	北川明夫	2番	今瀬和弘
3番	加藤菊信	4番	蓑手純一
5番	鷹羽琴美	6番	宮下真悟
7番	藤本宗久	8番	柴崎智子
9番	伊藤清一郎	10番	中山貴弘
11番	石濱隼人	12番	藤井貴範
13番	鏡味昭史	14番	前田明弘
15番	北野興地	16番	秋葉富士子

### 4 不応招議員

なし

### 5 開閉の日時

開会 令和6年8月26日 午後 2時00分

閉会 令和6年8月26日 午後 2時40分

### 6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に参加した議会事務局職員

事務局長 平永 亜輝英 書記 笠木 綾子

9 説明のため議場に参加した者

広域連合長	花田 勝重	副広域連合長	岡村 秀人
副広域連合長	宮島 壽男	副広域連合長	日高 輝夫
選任副広域連合長	星川 功	代表監査委員	田中 奈美
会計管理者	吉田 幸尚	事務局長	長坂 規代
総務課長	伊藤 孝英	事業課長	山下 秀彰
事業課長補佐	高島 千晴		

〈関係市町〉

東海市 健康福祉監	橘 洋子	東海市 高齢者支援課長	池田 富士子
大府市 福祉部長	猪飼 健祐	大府市 高齢障がい支援課長	小島 紳也
知多市 福祉子ども部長	花井 佳世	知多市長 長寿課長	榎山 友佳子
東浦町 健康福祉部長	鈴木 貴雄	東浦町 ふくし課長	船津 光裕

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 4	例月出納検査結果報告（3月分～6月分）	
4	認定 1	令和5年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
5	” 2	令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
6	議案 9	令和6年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	
7	” 10	令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月26日 午後2時00分 開会)

議長（鷹羽琴美）

皆さんこんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和6年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

---

議長（鷹羽琴美）

会議に先立ち、広域連合長から御挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

皆さん、改めまして、こんにちは。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会におきましては、令和5年度決算の認定及び令和6年度補正予算についての議案を提出させていただいております。

議案内容につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

---

議長（鷹羽琴美）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、2番今瀬和弘議員、3番加藤菊信議員を指名いたします。

---

議長（鷹羽琴美）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

---

議長（鷹羽琴美）

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（3月分～6月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

---

議長（鷹羽琴美）

続いて、日程第4、認定第1号「令和5年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第5、認定第2号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（長坂規代）

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認定第1号「令和5年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で、主たるものを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入につきまして、10、11ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金38億9,303万9,000円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては、右側備考欄に記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金8,532万9,900円は、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金4,266万4,950円も低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2項1目県補助金144万8,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3款1項

1 目低所得者利用者負担対策事業費に対する 4 分の 3 の補助率となっております。

12、13ページをお願いいたします。

3 項 1 目県委託金5,500円は、生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料でございます。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金1,549円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金597万950円は、当初予算の財源、低所得者保険料軽減に係る財源調整及び介護給付費不足分に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金 1 億9,673万8,839円は、令和 4 年度介護保険事業特別会計の決算確定に伴い、介護給付費、地域支援事業費、事務費の超過分を特別会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金656万6,178円は、令和 4 年度決算額の確定により繰り越したものでございます。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子715円は、歳計現金等の預金利子でございます。

14、15ページをお願いいたします。

2 項 1 目雑入56万3,815円は、雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入合計は42億3,232万9,396円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費は148万270円で、執行率89.4%でございます。主な内容としたしましては、1 節報酬は関係市町選出議員16人分の報酬、8 節旅費は定例会、臨時会及び行政視察の費用弁償、12 節委託料は 3 回分の会議録作成委託料でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費は41億7,957万9,518円で、執行率は99.6%でございます。主な内容としたしましては、1 節報酬は会計年度任用職員の報酬、2 節給料から 4 節共済費までは一般職員の給料、手当等の人件費でございます。

18、19ページをお願いいたします。

7 節報償費は顧問弁護士及び法律相談時の弁護士の報償金、12 節委託料は総合収納システム運営委託料等、22 節償還金、利子及び割引料 1 億6,849万6,739円は、令和 4 年度の介護保険事業特別会計精算金を関係市町に返還したものでございます。

20、21ページをお願いいたします。

27 節繰出金36億6,855万800円は、備考欄に記載のとおり、介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。なお、財源は、関係市町からの負担金及び低所得者保険料軽減分の国・県負担分でございます。

2 目財政調整基金費3,179万6,726円は、前年度繰越金等3,179万6,000円を増額補正し、預金利息分を含め積み立てたものでございます。

2 項 1 目選挙管理委員会費は、市町各 1 名選出の計 4 人の選挙管理委員の報酬、3 項 1 目監査委員費は、監査委員 2 人分の報酬が主なものでございます。



3 款事業費、1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費193万1,654円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

4 款公債費の執行はございませんでした。

5 款予備費は、3 款 1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費の18節負担金、補助及び交付金に39万1,000円を充用しております。

以上、歳出合計は42億1,509万888円で、執行率は99.6%でございます。

続きまして、24ページの実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

1 の歳入総額は42億3,232万9,396円、2 の歳出総額は42億1,509万888円で、3 の歳入歳出差引額は1,723万8,508円となり、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額は1,723万8,508円でございます。この実質収支額の2分の1の861万9,254円を地方自治法第233条の2及び知多北部広域連合財政調整基金条例第3条の規定により、財政調整基金繰入額といたしました。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

1 の物品で、自動車及び取得価格が単品100万円以上のものについて令和5年度中増減はなく、決算年度末現在高といたしましては、自動車7台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2 の基金につきましては、(1) の財政調整基金は、決算年度中に積立分と取崩し分の差引額3,239万2,000円増加し、年度末現在高は1億8,147万4,000円でございます。

(2) の介護給付費準備基金は、決算年度中に積立分と取崩し分の差引額4億7,172万2,000円減少し、年度末現在高は10億6,599万2,000円でございます。

以上で、令和5年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、認定第2号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、一般会計同様、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で主たるものを申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、14、15ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、予算現額57億2,880万1,000円に対し、調定額57億4,262万5,100円、収入済額56億8,177万7,000円で、調定に対する収納率は98.9%でございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、335人分1,539万2,300円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は4,545万5,800円でございます。

なお、1 節現年度分特別徴収保険料の401万7,000円の減額は、特別徴収分の未還付額でございます。

2 款国庫支出金は52億891万354円で、1 項 1 目介護給付費負担金並びに2 項 2 目及び3 目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

2 項 1 目調整交付金は、全国ベースで調整され、保険給付費の1.93%の交付率で交付されたものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

4 目保険者機能強化推進交付金3,343万6,000円は、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するため交付されたものです。

5 目介護保険保険者努力支援交付金5,118万8,000円は、介護予防と健康づくりに資する取組に活用するため交付されたものです。

6 目重層的支援体制整備事業交付金 1 億9,815万5,000円は、3 市 1 町の事業の実施に係る交付金です。

7 目事業費補助金262万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金です。

8 目介護保険災害等臨時特例補助金 2 万7,000円は、東日本大震災で被災された被保険者の保険料の減免措置に対する補助金でございます。

3 款支払基金交付金62億8,345万2,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する第 2 号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

18、19ページをお願いいたします。

4 款県支出金35億1,427万6,158円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分でございます。

20、21ページをお願いいたします。

5 款財産収入77万7,133円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

6 款繰入金は43億8,262万6,800円で、給付費等に係る市町負担分を一般会計から繰り入れた一般会計繰入金と 1 款保険料収入の不足分を基金から繰り入れた基金繰入金でございます。

22、23ページをお願いいたします。

7 款繰越金 7 億2,226万4,222円は、令和 4 年度決算における繰越金でございます。

8 款諸収入1,902万7,904円の主なものは、保険料納付の遅延による延滞金、歳計現金の預金利子、交通事故等による第三者行為の損害賠償金でございます。

なお、雑入のところで収入未済額1,968万8,655円が生じておりますが、これは不正請求に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

以上、歳入合計は258億1,311万1,571円、不納欠損額1,539万2,300円、収入未済額6,514万4,455円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

24、25ページから26、27ページまでが 1 款総務費になります。

24、25ページをお願いいたします。

1 款総務費 2 億2,649万9,719円でございます。主なものは、介護保険制度改正等に伴うシステム改修委託料、介護保険システムの借上料など介護保険事業に係る電算システムの維持管理費用、保険料のコンビニ収納などに係る手数料、介護認定審査会委員の報酬、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査委託料でございます。

28、29ページから32、33ページの中段までが 2 款保険給付費になります。

28、29ページをお願いいたします。

2 款保険給付費228億2,687万2,737円は、要介護及び要支援と認定された被保険者への保険給付費で、前年度と比較して8億9,308万9,265円、4.1%の増加でございます。

32、33ページの下段から36、37ページの上段までが3 款地域支援事業費になります。

32、33ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費12億9,245万913円は、要支援及び事業対象者と認定された被保険者への保険給付費などで、前年度と比較して5,312万3,783円、4.3%の増加でございます。

36、37ページの上段をお願いいたします。

4 款保健福祉事業費9,295万円は、令和4年度に交付された保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の同額を保健福祉事業支援交付金として関係市町に交付したものでございます。

5 款基金積立金2億4,235万3,909円は、令和4年度決算に伴う繰越分から、国・県などへの返還金などを差し引いた第1号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

6 款諸支出金は5億2,130万8,646円で、過年度分に係る保険料の払戻金、国庫支出金等過年度分返還金でございます。

38、39ページをお願いいたします。

7 款予備費は、5 款1 項1 目介護給付費準備基金積立金の24節積立金に2万6,000円を充用しております。

以上、歳出合計は252億243万5,924円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

1の歳入総額は258億1,311万1,571円、2の歳出総額は252億243万5,924円で、3の歳入歳出差引額は6億1,067万5,647円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は6億1,067万5,647円ございました。

以上で、令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

認定第1号及び認定第2号につきましては、以上でございます。

議長（鷹羽琴美）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査委員の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、令和5年度決算審査の実施結果につきまして補足説明をさせていただきます。

令和6年7月31日に秋葉富士子委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から審査に付されました令和5年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業

特別会計の歳入歳出決算について決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について確認するため関係帳簿等を審査するとともに、予算執行について、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施いたしました。

審査の結果、お手元にございます決算審査意見書に記載されておりますように、関係書類につきましては、地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数においては決算を適正に表示しているものと認められ、また、予算執行についても地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に沿って行われており、目的はおおむね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（鷹羽琴美）

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号「令和5年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

---

議長（鷹羽琴美）

日程第6、議案第9号「令和6年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び

日程第7、議案第10号「令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（長坂規代）

ただいま上程されました議案第9号及び議案第10号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第9号「令和6年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,401万5,000円を追加し、予算の総額を43億9,642万5,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の決算額確定に伴い、国負担分178万7,000円の追加交付を受けるものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金は、2款国庫支出金と同様に、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の県負担分89万4,000円の追加交付を受けるものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、特別会計の令和5年度決算に伴う負担金の精算により、不足となった低所得者保険料軽減分等の財源とするため基金を取り崩すもので、206万6,000円を増額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、同じく令和5年度決算に伴う負担金の精算により、特別会計から一般会計へ繰り入れるもので、2億264万8,000円を増額するものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金は、一般会計の令和5年度決算に伴い、繰越額が確定したため662万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、関係市町へ支払う介護保険事業特別会計精算返還金として2億264万8,000円を計上するもの、また、事務費繰出金として117万2,000円、低所得者保険料軽減繰出金として357万5,000円を増額するものでございます。

2目財政調整基金費は、繰越金662万円を増額し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、令和6年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第10号「令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年度決算に伴う繰越金及び事業費の精算等が主なもので、補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億8,670万3,000円を追加し、予算の

総額を272億4,142万3,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、2項6目重層的支援体制整備事業交付金は、令和5年度決算額確定に伴い交付金の追加を受けるため、114万3,000円を増額するものでございます。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金及び1項2目地域支援事業支援交付金については、令和5年度決算額確定に伴い、事業実績に対して支払基金交付金の交付額に不足が生じたことにより交付金の追加を受けるため、それぞれ6,130万4,000円、193万7,000円を増額するものでございます。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましても、事業実績に対して支払基金交付金の交付額に不足が生じたことにより追加交付を受けるため、736万9,000円を増額するものでございます。

同じく、2項4目地域医療介護総合確保基金補助金については、後ほど歳出でも御説明させていただきますが、当初予定していた介護職員初任者研修費補助金について、事業所へ事前の要望調査を行ったところ、大幅に申請件数が伸びることとなったため、県からの補助金の金額を増額するものでございます。金額は70件分の152万2,000円で、県の補助率は4分の3でございます。

10、11ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項4目事務費繰入金は、先ほどの介護職員初任者研修費補助金の県補助金以外の広域連合負担分として、4分の1の額、50万8,000円を増額と、後ほど歳出でも御説明させていただきます介護保険法改正等に伴うシステム改修委託が、当初見込んでいたよりも改修の規模が大きかったことにより、66万4,000円を増額になるため、合計117万2,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

1項5目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、令和5年度決算額確定に伴い、過年度分として357万5,000円を増額し、一般会計を通じて国・県からの支出金の追加交付を受けるものでございます。

7款繰越金、1項1目繰越金は、令和5年度決算額確定に伴い6億868万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の12節委託料は、先ほどの歳入、6款繰入金で御説明いたしましたが、令和6年度介護保険法改正等に伴うシステム改修が当初の見込みより改修規模が大きくなったため66万4,000円を増額し、13節使用料及び賃借料は、介護保険システム借上料が国の給付適正化第6期計画の事業再編成に伴い、介護保険給付費通知に関する事業が除外されたため借上料から146万9,000円を減額し、クラウド仮想サーバー利用料は、当初予算では660万円を見込んでいましたが、国の令和6年度ガバメントクラウド早期移行団体検証事業に参加することにより、令和6年度中のガバメントクラウド利用料は国が負担することとなったため、全額を減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、先ほどの歳入、4款県支出金及び6款繰入金で御説明させていただきました介護職員初任者研修費補助金について、申請件数が当初見込みより大幅に伸びたため、当初予算では1件当たり2万9,000円で20件分の58万円と見込んでいましたが、70件分の203万円を増額し、合計90件分の261万円とするものでございます。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和5年度保険給付費、地域支援事業及び保険料収入額の確定に伴い、前年度繰越金に含まれる保険料等を基金に積み立てるもので、2億8,735万2,000円を増額するものでございます。内訳は、保険料分2億8,377万7,000円、低所得者保険料軽減分357万5,000円でございます。

6款諸支出金、1項3目償還金は、保険給付費の確定に伴う国庫支出金等過年度分返還金で、2億207万8,000円を増額するものでございます。

同じく、2項1目一般会計繰出金は、令和5年度の市町負担金の精算に伴い、一般会計繰出金として2億264万8,000円を増額するものでございます。内訳は、介護給付費分1億4,570万4,000円、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分1,266万9,000円、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分617万8,000円、事務費精算分3,809万7,000円でございます。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。

介護保険システム開発委託料として、令和6年度から令和7年度にかけて、5,000万円を限度額として計上するものでございます。こちらにつきましては、介護保険システムの標準準拠システムへの移行に関するもので、当初、令和7年度の当初予算に計上し事業執行することを予定しておりましたが、令和6年度に前倒して事業を執行できるよう計上するものでございます。

以上で、令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

議案第9号及び議案第10号につきましては、以上でございます。

議長（鷹羽琴美）

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号「令和6年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号「令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

議長(鷹羽琴美)

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長(花田勝重)

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきまして、令和5年度決算の認定及び令和6年度補正予算の議決をいただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

議決をいただきました内容につきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、よりよい運営を目指してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きの御支援、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(鷹羽琴美)

これをもちまして、令和6年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

(8月26日 午後2時40分 閉会)



この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (5番) 鷹 羽 琴 美

議 員 (2番) 今 瀬 和 弘

議 員 (3番) 加 藤 菊 信